

広島県公立高等学校 一次選抜の志願変更希望調査について

令和7年1月23日(木)から広島県公立高等学校の一次選抜の出願受付が始まります。一次選抜では、2月10日(月)に志願者数が発表された後、1回に限り志願した高等学校、課程、学科の志願変更を行うことができる制度があります。志願変更は次のような手順で手続きを行います。確実な手続きを行うため、志願変更を行う可能性の有無を事前に確認いたします。一次選抜を受検する可能性のある全ての生徒は、留意事項をご確認の上、次の「志願変更希望調査」を1月10日(金)までに提出してください。

≪「志願変更を希望する」で提出した場合の手順≫

令和7年2月10日(月) 15:00 志願者数が各校のホームページで発表

志願変更を行うかどうかを保護者が判断し、志願変更をする場合は、2月10日(月)18時までに保護者・生徒が来校し「志願変更確認書」を記入する。

※志願変更をしない場合は、保護者から学校に電話する。

志願変更をする場合

令和7年2月13日(木)に、志願者が、インターネット出願システムで「出願取下げ」を行う。

令和7年2月14日(木) 19時までに、中学校が、インターネット出願システムで出願取下げを「承認」する。

志願先高等学校長が出願取下げの承認を行う。

保護者が、志願先高等学校での承認を確認し、「志願変更申請」を行う。申請完了後、中学校に電話する。

志願者が電話した翌日の19時までに、中学校が、インターネット出願システムで「確認登録」をする。

志願変更先高等学校長が「確認登録」をする。

《留意事項》

- ①一度願書の取り下げを行った後は、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科に再び出願することはできません。
- ②2月10日(月)に発表された志願者数や志願倍率は、取下げ・再提出後に再度発表されます。その際大きく変わる場合がありますが、事務手続き上、10日(月)の発表での判断となります。志願変更するかどうかをご家庭でよく話し合ってください。
- ③短期間で事務処理をすることとなりますので、期限厳守をお願いします。また、必ず連絡がつき、中学校への来校など即時手続きができることが条件となります。
- ④志願先の高校が、市立高等学校から県立高等学校への変更(逆も含む)の場合は、入学者選抜料を改めて納付することが必要となります。(その際すでに納付した入学者選抜料は返金されません。)

----- 切り取り線 -----

志願変更希望調査(広島県公立高等学校 一次選抜を受検する全員が提出)

()に、○をつけてください。②の場合は高等学校名学科名を記入してください。

- ① () 志望変更を希望しません。
- ② () 2月10日の志望者数の公表の後、その状況により、志願変更を希望します。

現在、志願している高等学校	()	高等学校	()	科
変更先予定の高等学校	()	高等学校	()	科

3年 _____ 組 _____ 番 生徒氏名 _____

1/10 (金) 提出締切

保護者氏名 _____